茨城県後期高齢者医療広域連合長 豊田 稔 様

2020 年 1 月 15 日

日 本 共 産 党 茨 城 県 議 団
山 中 た い 子
江 尻 加 那
日本共産党茨城市町村議員

要望書

茨城県後期高齢者医療広域連合は 2 年に一度の保険料の見直しを行います。来年度はその改定時期となります。

茨城県後期高齢者医療広域連合は 2018 年度の決算で、後期高齢者医療給付費準備基金が 16 億 1,053 万円あります。それ以外にも、突発的な感染症（インフルエンザなど）に対処するための茨城県後期高齢者医療財政安定化基金が 2018 年度の決算で 37 億 9400 万円あり、合計 54 億 930 万円となります。値上げは全く必要ありません。

昨年度までは所得の少ない人に対し保険料均等割を軽減する「特例措置」が行われていました。しかし、安倍内閣の社会保障費削減計画のもとで、今年度から 2 年間で廃止する計画が実施されています。減免制度の改悪によって保険料が値上げになる高齢者は県内で 16 万人、保険料の値上げ総額 5 億 6000 万円になります。

今後、75 歳以上の医療費自己負担を原則 2 割にする改悪も計画されています。保険料を滞納すると短期保険証が発行され、今年度は 1,091 人に発行されました。

もともと後期高齢者医療制度は、国民を 75 歳という年齢で区切り、別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつけるものです。

昨年 10 月から消費税も増税になりました。これまで介護保険料の値上げも実施されてきました。介護保険利用料も一昨年から 3 割負担が導入されるなど、高齢者の生活がますます苦しくなっています。このような中で、後期高齢者医療保険料が値上げとなったら、暮らしはさらに困難となります。以下の事項を要望します。

要望事項

1. 後期高齢者医療保険料は値上げしないこと。
2. 75 歳以上の医療費自己負担を 2 割負担に引き上げないことを国に求めること。
3. 短期保険証、資格証明書は発行しないこと。
4. 低所得者に対する保険料減免制度は廃止せず、継続することを国に求めること。

以上